

丹波市移住支援金申請要件の該当状況

次の1、2のいずれにも該当している。

1 次のいずれにも該当している。

- (1) 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※①}のうちの条件不利地域^{※②}以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと（東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間（令和6年4月1日以降に丹波市へ転入した者については修業年限を上限、ただし高等専門学校は2年を上限）も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。）。
- (2) 転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと（東京23区内への通勤の期間については、転入の3月前までを当該1年の起算とすることができる。）。

※①東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

※②条件不利地域：以下で規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
- ・山村振興法（昭和40年法律第64号）
- ・離島振興法（昭和28年法律第72号）
- ・半島振興法（昭和60年法律第63号）
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）

2 次のいずれにも該当している。

- (1) 平成31年4月1日以後に転入したこと。
- (2) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (3) 支援金の申請日から5年以上、継続して丹波市に居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本国籍を有しない者は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本

（裏面あり）

国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (6) 本人又は同一世帯の者が、国、地方公共団体その他の団体からこの要綱と同種の補助を受けていない若しくは受ける予定がないこと。
- (7) 申請者（世帯移住対象者にあつては申請者以外の世帯員も含む。）が、過去10年以内に移住支援金の交付を受けた者又は世帯移住対象者の世帯員として申請書に記載のあつた者でないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満であつた世帯移住対象者の世帯員が、過去の申請から5年以上経過し、18歳以上となつた場合であつて、兵庫県及び市長が認めるときを除く。
- (8) その他市長が支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。